

Ver 1.3

## オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	大阪府日本ドリーム・サービス株式会社松原工場におけるアイロン装置・乾燥機等の更新技術を利用した温室効果ガス排出削減事業
プロジェクト 代表事業者名	日本ドリーム・サービス株式会社 代表取締役 酒 木 博 印

提出日 2012年 9月11日

受理日 2012年 9月11日

最終版提出日 2013年 1月 29日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	日本ドリーム・サービス株式会社(ニホンドリームサービスカブシキカイシャ)		
住所	大阪市住之江区粉浜2丁目3番14号		
代表者氏名	代表取締役 酒木 博	担当者氏名	酒木 良三
担当者所属	日本ドリーム・サービス株式会社松原工場	担当者役職	取締役
担当者 E-mail	ndream@ninus.ocn.ne.jp	担当者電話番号	072-949-5547(代)
プロジェクトでの役割	プロジェクト代表事業者		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	日本ドリーム・サービス株式会社(ニホンドリームサービスカブシキカイシャ)		
住所	大阪市住之江区粉浜2丁目3番14号		
代表者氏名	代表取締役 酒木 博	担当者氏名	酒木 良三
担当者所属	日本ドリーム・サービス株式会社松原工場	担当者役職	取締役
担当者 E-mail	ndream@ninus.ocn.ne.jp	担当者電話番号	072-949-5547(代)
プロジェクトでの役割	プロジェクト実施事業者		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	一般財団法人大阪府みどり公社(イッパンザイダンハウジンオオサカフミドリコウシャ)		
住所	大阪市中央区南本町 2 丁目 1-8 創建本町ビル 5 階		
代表者氏名	理事長 成相 成悦	担当者氏名	高見 勝重
担当者所属	環境チーム	担当者役職	参事
担当者 E-mail	takami@osaka-midori.jp	担当者電話番号	06-6266-1271
プロジェクトでの役割	オフセット・クレジット申請の技術支援、クレジットマッチング支援等		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	プロジェクト代表事業者と同じ		
オフセット・クレジット(J-VER)口座番号 ※6			
ダブルカウントの防止の措置※7			

<p>ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等</p>	<p><b>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</b></p> <p>事業者名： <u>日本ドリーム・サービス株式会社</u></p>
<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>    類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>    理由： _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ  
 ホームページ URL: \_\_\_\_\_

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。  
 制度名: \_\_\_\_\_

その他  
 具体的に: \_\_\_\_\_

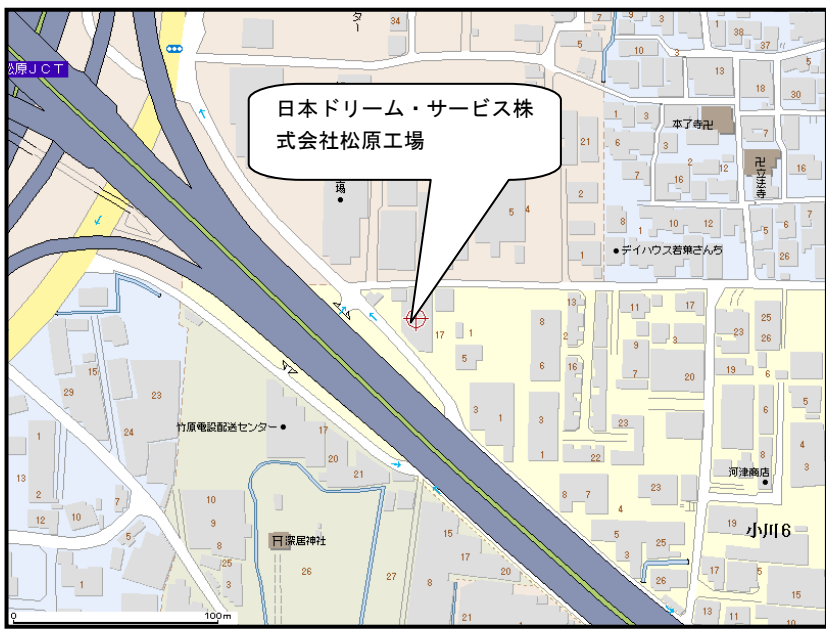
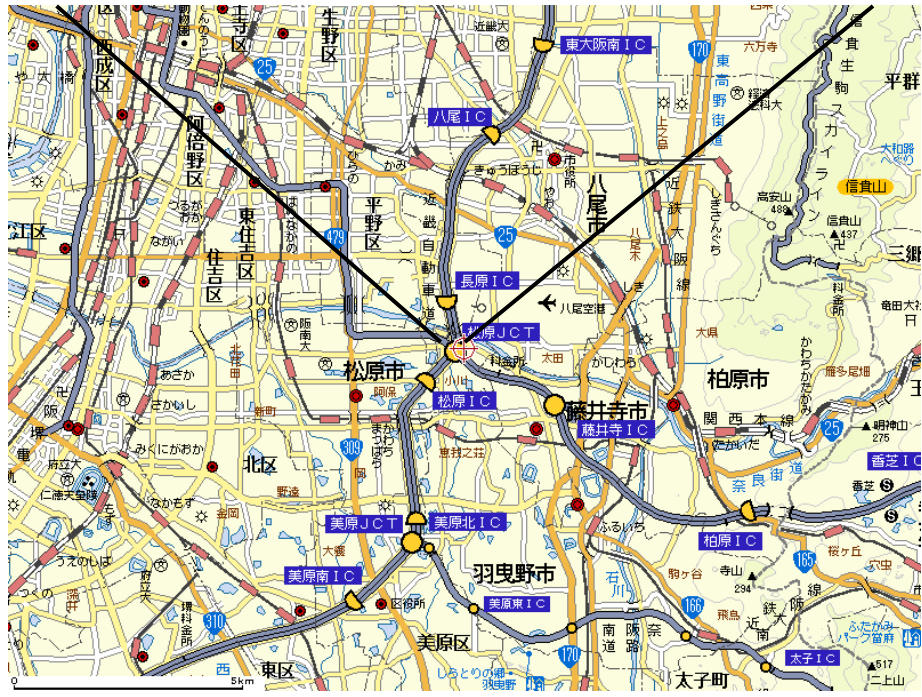
当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
  - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

<b>B : プロジェクト活動の概要①</b>																										
	項目																									
B.1 プロジェクト活動	<p><b>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</b></p> <p><b>【目的】</b></p> <p>当社の松原工場では、連続洗濯機や乾燥機等に大量のエネルギーを使用しており省エネ対策は喫緊の課題となっており、既にボイラー更新や排熱回収等積極的な省エネ対策に取り組んでいる。</p> <p>本プロジェクトは、更なる省エネ、節電対策を実施するため、大量の都市ガスや蒸気及び電気を使用する乾燥機を省エネ型の乾燥機に更新するものであるが、現在の厳しい経営環境では設備投資は非常に困難である。</p> <p>このため、省エネ型乾燥機の導入をオフセット・クレジットの対象案件とすることにより、地球温暖化対策を推進する。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>松原工場では、2台の都市ガス用直火乾燥機と3台の蒸気式乾燥機の合計5台を使用していたが、これまで直接廃棄していた排気ガスの排熱を再利用できる省エネ型の2槽方式乾燥機3台を導入し温室効果ガスの削減を図る。</p>																									
	<p><b>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</b></p> <p>これまで仕上げの乾燥段階における約 170℃の乾燥排気はそのまま大気中に廃棄していた。添付資料 2 参照</p>																									
	<p><b>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</b></p> <p>乾燥機の槽を予備乾燥と本乾燥の 2 槽とし、廃棄していた乾燥廃熱を予備乾燥に利用。</p>																									
B.2 採用技術	<p><b>プロジェクトで使用する設備・機器等</b></p> <p>(プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機器名</th> <th style="text-align: center;">メーカー名</th> <th style="text-align: center;">耐用年数</th> <th style="text-align: center;">導入時期</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排熱回収乾燥機 SPT-100W</td> <td>株式会社東京洗染機械製作所</td> <td style="text-align: center;">15 年</td> <td style="text-align: center;">平成 24 年 2 月 6 日</td> <td>乾燥能力約 300kg/h × 3 台</td> </tr> <tr> <td>蒸気流量計 可変オリフィス式</td> <td>Spirax Sarco</td> <td style="text-align: center;">10 年</td> <td style="text-align: center;">平成 24 年 2 月 12 日</td> <td>TVA 型</td> </tr> <tr> <td>温水水道メータ</td> <td>愛知時計 PHD25V</td> <td style="text-align: center;">10 年</td> <td style="text-align: center;">平成 22 年 12 月 20 日</td> <td>最大流量 6.3t/h × 3 台</td> </tr> <tr> <td>都市ガスボイラー内蔵流量計</td> <td>三浦工業 SQ1000ZS</td> <td style="text-align: center;">15 年</td> <td style="text-align: center;">平成 22 年 12 月 20 日</td> <td>設備容量: 3t/h(1t/h × 3 台)</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	排熱回収乾燥機 SPT-100W	株式会社東京洗染機械製作所	15 年	平成 24 年 2 月 6 日	乾燥能力約 300kg/h × 3 台	蒸気流量計 可変オリフィス式	Spirax Sarco	10 年	平成 24 年 2 月 12 日	TVA 型	温水水道メータ	愛知時計 PHD25V	10 年	平成 22 年 12 月 20 日	最大流量 6.3t/h × 3 台	都市ガスボイラー内蔵流量計	三浦工業 SQ1000ZS	15 年	平成 22 年 12 月 20 日	設備容量: 3t/h(1t/h × 3 台)
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																					
	排熱回収乾燥機 SPT-100W	株式会社東京洗染機械製作所	15 年	平成 24 年 2 月 6 日	乾燥能力約 300kg/h × 3 台																					
	蒸気流量計 可変オリフィス式	Spirax Sarco	10 年	平成 24 年 2 月 12 日	TVA 型																					
	温水水道メータ	愛知時計 PHD25V	10 年	平成 22 年 12 月 20 日	最大流量 6.3t/h × 3 台																					
都市ガスボイラー内蔵流量計	三浦工業 SQ1000ZS	15 年	平成 22 年 12 月 20 日	設備容量: 3t/h(1t/h × 3 台)																						

<p>B.3 プロジェクト実施場所</p> <p>概要</p>	<p>実施事業所名</p>	<p>日本ドリーム・サービス株式会社松原工場</p>
	<p>住所</p>	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 大阪府松原市小川6丁目1番7号</p>
	<p>概要</p>	<p>(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)</p>  

B : プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1	2012年2月13日 ~ 2027年2月12日 (15年 月)						
B.5 クレジット期間 ※2	2012年2月13日 ~ 2013年3月31日						
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2				41.1	357.0	398
B.7 モニタリング報告の頻度	年 1 回						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / <u>受給しない</u>					
	補助事業名称/補助元						
	補助金額 (申請額含む)	円					
	補助金の使途						
	補助対象年月日	年 月 日 ~ 年 月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。)					
備考	<p>①プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと)</p> <p>リスクとして蒸気流量計の不具合が考えられるが、蒸気流量計については年 1 回の校生を実施する。</p>						

※1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2: クレジット期間は、2008年4月1日~2013年3月31日の間で設定すること。

※3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。



<b>C:適用方法論</b>		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. <u>SS-E014 ver.3.0</u>
	方法論名称	アイロン装置・乾燥機等の更新
C.2 方法論の 適格性基準と の整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	<p>蒸気を熱として消費して稼働する乾燥装置の更新である。</p> <p>また、本装置は資料2のカタログに示すとおり、都市ガス直火又は更新前の装置と同様に蒸気を熱源として使用する装置であり蒸気を動力源としては使用していない。</p> <p>なお、既設の乾燥機は 1994 年に設置されたもので、(株)東京洗染機械製作所では、既設の乾燥機は全国で 900 台販売しているが、排熱回収型への更新は 120 台で、普及率は 14%となっている。</p> <p>また、既設乾燥装置は、更新乾燥機更新まで正常に稼働しており、故障や老朽化による更新ではない。</p>
	C.2.2 条件2	更新した乾燥機は、排熱回収型であり、明らかに蒸気使用量の少ない乾燥機の導入である。
	C.2.3 条件3	<p>本プロジェクトの投資回収年数は 3.4 年となり、プロジェクトの採算性はない。</p> <p>プロジェクト年間削減量:331t-CO<sub>2</sub>/年</p> <p>年間都市ガス削減量 = <math>331(\text{t-CO}_2/\text{年}) \div 44.8(\text{GJ}/\text{千 N m}^3) \div 0.0498 (\text{t-CO}_2/\text{GJ}) \div 0.9666</math></p> <p style="text-align: center;">= 153.4 千 m<sup>3</sup></p> <p>平成 24 年 4 月の都市ガス単価 = 83.42 円/m<sup>3</sup>(税込)であることから、</p> <p>① 都市ガスの削減効果 = <math>153.4 \text{ 千 m}^3 \times 83.42 \text{ 千円}/\text{千 m}^3</math></p> <p style="text-align: center;">= 12,796 千円/年</p> <p>② 更新乾燥機工事代 = 44,100 千円 (税込)</p> <p>③ 投資回収年数 = <math>44,100 \text{ 千円} / 12,796 \text{ 千円}/\text{年} \approx 3.4 \text{ 年}</math></p>

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="576 387 1316 584"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。          * モニタリングガイドライン(削減プロジェクト用)に記載されていない算定方法、モニタリング方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を理由とともに明記すること。  <b>【提案方法】</b>   <b>【理由】</b></p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラインシナリオ(BLS)</p>	<p>C.4.1 BLSの特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>既設の直火型乾燥機や蒸気型乾燥機から高温の排ガスが大気中に廃棄されていた。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <p>なし</p>												
	<p>C.4.2 BLSに関連した温室効果ガス排出源の特定</p>	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること)</p> <p>本プロジェクトでは、更新した3台の蒸気式乾燥機で使用する蒸気量が、既設の3台の蒸気式乾燥機で使用する蒸気量よりも少なくなり、結果として蒸気ドレン量も減り給水温度が低下する。このため、蒸気ドレン量の減少分の温度変化を算出し、補正することで保守的に評価することとした。</p> <p>なお、プロジェクト実施前後で乾燥状態等の品質に変化はなく、乾燥後はプロジェクト実施前と同じ工程を経て商品として出荷されている。</p>												
<p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p>	<p>C.5.1 不確かなデータの使用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p>なし。</p>												
<p>C.6 備考</p>	<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>乾燥機の排気ガスを再利用することから、フィルターの目詰まり等により削減量が減少する。</p>													

	<p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 特になし。</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) 特になし。</p>
--	---

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D: その他																																									
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>該当しない</th> <th>該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大気汚染防止法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水質汚濁防止法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>騒音規制法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>振動規制法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>景観法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>環境影響評価法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建築基準法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>消防法</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する	1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	9	消防法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
		該当しない	該当する																																						
1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
9	消防法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>該当しない。</p>																																								
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>該当しない。</p>																																								